

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券等 - 償却原価法(定額法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア - 定額法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 - 職員の退職給付に備える為、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産及び退職手当積立基金預け金とし、同額の退職給付引当金を計上

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、全国社会福祉協議会及び東京都社会福祉協議会の運営する退職共済制度に加入し給付に関しては稲城市に準ずる。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域福祉活動推進事業拠点(社会福祉事業)

「法人運営事業」「地域福祉事業」「ボランティア活動推進事業」「助成事業」

「生活福祉資金貸付事務受託事業」「受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業」

「福祉サービス利用援助事業」

イ 障害者自立支援事業拠点(社会福祉事業)

「障害者生活介護事業」「障害者就労継続支援事業」「居宅介護等事業」「地域活動支援センター」

「相談支援事業」

ウ 稲城市受託事業拠点(社会福祉事業)

「稲城市受託事業」

エ たすけあい資金貸付事業拠点(社会福祉事業)

「たすけあい資金貸付事業」

オ 歳末たすけあい運動事業拠点(社会福祉事業)

「歳末たすけあい運動事業」

カ 稲城市福祉センター指定管理事業(公益事業)

「稲城市福祉センター指定管理事業」

ク 高齢者無料職業紹介所運営事業(公益事業)

「高齢者無料職業紹介所運営事業」

キ 福祉有償運送事業(公益事業)

「福祉有償運送事業」

ケ 介護保険事業(公益事業)

「介護予防・日常生活支援総合事業」

コ 収益事業(収益事業)

「収益事業」

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

### 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	25,014,714	13,132,886	11,881,828
構築物	789,000	243,274	545,726
機械及び装置	10,213,147	10,069,891	143,256
車輛運搬具	48,290,440	39,627,307	8,663,133
器具及び備品	29,741,059	22,985,366	6,755,693
ソフトウェア	1,126,320	1,111,713	14,607
合 計	115,174,680	87,170,437	28,004,243

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・「地域福祉事業」サービス区分Aの中の「その他地域福祉事業」サービス区分Bの中に「ふれあい・いきいきサロン推進事業」サービス区分Cという細区分を追加した。
- ・「ボランティア活動推進事業」サービス区分Aの中の「ボランティア活動推進事業」サービス区分Bの中に「福祉教育」サービス区分Cという細区分を追加した。